

令和2年9月15日

各小中学校長 様

熊野市教育委員会事務局
学 校 教 育 課 長

新型コロナウイルス感染症にかかる対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症にかかる県内の状況について、8月31日で三重県緊急警戒宣言が解除され、9月に入り、新型コロナウイルス感染症の発生状況で新規事例が「発表事例なし」の日、発生件数が1桁の日もあり、沈静化している様子うかがえるものの、鈴鹿市の老人介護施設及び医療機関でクラスターが発生しています。当市においてもいつ感染者が発生してもおかしくない状況です。

引き続き、三重県教育委員会の「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」及び文科省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を踏まえて、下記のとおり感染対策を実施していただくようよろしくお願いいたします。

記

1、基本的な感染症対策

- (1) 児童生徒・教職員の健康状態の把握
- (2) こまめな手洗い
- (3) マスクの着用と咳エチケット
- (4) 換気（30分に1回以上、数分間程度、2方向の窓やドアを開けて行う。）

※エアコン使用時については、「熊野市立学校エアコン運用指針」に基づき対応のこと

2、日常の清掃・消毒における対策

家庭用洗剤、消毒液について有効性と使用方法を確認のうえ実施

3、各教科等の指導における対策

感染症対策を講じてもおお感染リスクが高い学習活動については、感染症対策を十分に行ったうえで慎重に実施

4、学校行事における対策

実施の必要性について検討し、感染症対策を十分に講じたうえで実施

※修学旅行「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」等を参考のうえ実施

5、部活動における対策

市教委の9月4日付「部活動の段階的な実施について（通知）」をもとに実施。

- 6、登下校時の対策
- 7、感染者や濃厚接触者等への偏見・差別、不確かな情報やデマへの対応
- 8、児童生徒一人ひとりに寄り添った対応
- 9、学校において感染者等が発生した場合の対応

7月30日臨時校長会の【別紙1】「感染者が発生した場合の初動対応（例）」に基づいて、感染者・濃厚接触者を市教委へ報告。

〔事務担当：熊野市教育委員会事務局 学校教育課 佐藤 卓哉〕

TEL0597-89-4111（内410）/FAX0597-89-6614〕

イントラPC Eメール kmk793@kumano-city.ed.jp

感染者が発生した場合の初動対応（例）

熊野市教育委員会

□ 児童生徒等又は教職員の感染情報を把握

- ・当該児童生徒等の保護者などからの第1報を受ける。
- ・連絡を受けた教職員は、速やかに校長に報告し、校長が感染情報を把握する。

※ 第1報を受けた際、別紙1を用いるなどにより、可能な範囲で情報を収集・整理する。

□ 教育委員会への報告

- ・校長は、熊野市教育委員会に電話連絡し、状況を報告する。
(市町教育委員会は県教育委員会に電話連絡し、状況を報告する。)

□ 保健所との情報共有

- ・保健所へ連絡する。
(患者の検査の実施状況から、保健所から第1報を受ける場合もある。)
- ・保健所の対応教職員を決定する。
- ・保健所が行う調査に協力する。
(児童生徒等の学校での行動歴、接触者情報等)
- ・保健所の指導内容の対応を検討する。
- ・保健所の指導内容及び対応状況については、速やかに教育委員会へ報告する。

□ 保護者及び関係者への連絡

- ・保護者宛ての連絡内容を検討し（プライバシーに留意）、緊急メール等を活用し、保護者へ連絡する。
- ・学校医等関係者へ連絡する。（事前に緊急連絡先一覧を作成しておく。）

□ 臨時休業等の準備

- ・当該児童生徒等を出席停止とする。（治癒するまで）
- ・他の児童生徒等の健康観察を行う。
- ・学習支援の準備、相談体制を整えるなど臨時休業等の準備を行う。

(別紙1)

患者発生報告 (聞き取り用)

月 日 時 分

発信者:

(続柄:)

連絡先 (TEL):

)

| | |
|------------------|---|
| 1、名前 (年齢) 居住地 | (歳) |
| 2、学年・組 | 年 組 |
| 3、家族構成 | |
| 4、感染発覚の経緯 | |
| 5、症状の有無 | 有・無 |
| 有の場合 | (発症日) (症 状) |
| 6、行動歴 | ・出席状況、主な活動等 ・部活動: ・学校外の活動 |
| 7、その他 | |